

「せたがや子どもの未来応援気づきのシート」 使い方ガイドライン

気づきのシートのコンセプト

- 子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識する
- 見落としやすい、経済的理由により生活上の困難がある子どもに気づく手助けに
- 気になる子どもがいた場合に、職場内で共有し、支援につなぐきっかけに

目 次

- 1 気づきのシートの使い方イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
 - 2 支援への“つなぎ方”イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
 - 3 気づきのシートの使用上の留意事項《重要》・・・・・・・・ p 4
 - 4 気づきのシート作成の背景・・・・・・・・・・・・・・・・ p 4
 - 5 子どもの貧困にかかわる主な傾向について・・・・・・・・ p 5
- 「子供の未来応援プロジェクト」ホームページ掲載事業一覧（世田谷区）・・・ p 6
- （参考）要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供について・・・・・・・・ p 16

1 気づきのシートの使い方イメージ

【STEP 1】

子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識する。



【STEP 2】

気になる子どもがいる場合は、周りの職員に相談する。



【STEP 3】

周りの職員と情報共有を行いながら、引き続き、子どもの様子を見守る。
子どもの様子に改善が見られないようであれば、職場内で対応策を検討する。

不適切な養育が
心配される場合

まずは、子どもにかかわる機関内で共通認識を持ち、話し合うきっかけとしてください。

話し合うことによって、見落としやすい、経済的理由により生活上の困難がある子どもを、組織として認識し、必要な支援につなげるきっかけとしてください。(次ページのイメージ図もご覧ください。)

【STEP 4】

検討した対応策に基づいて、子ども家庭支援センターと相談する。



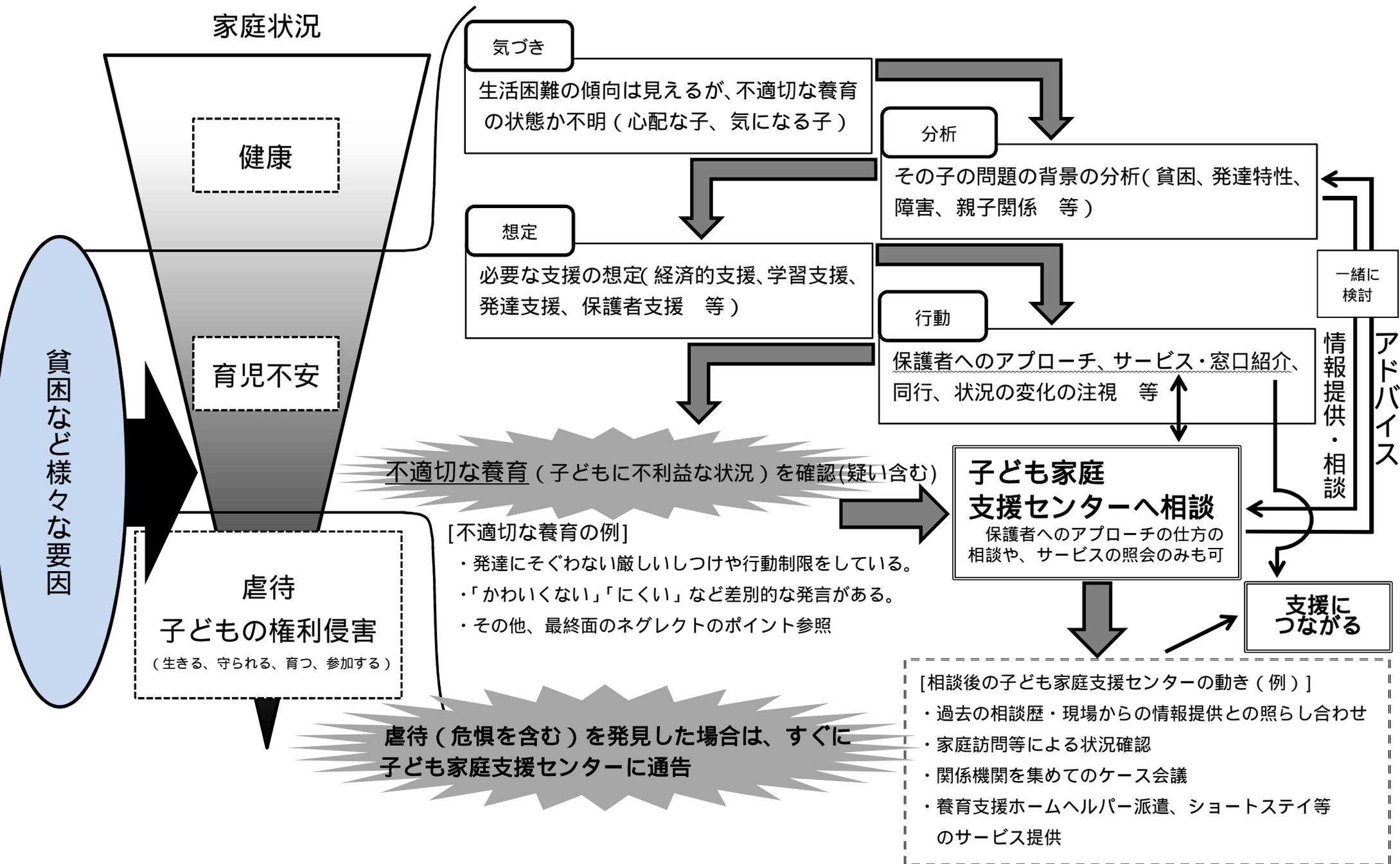
【STEP 5】

- ・区による支援（児童扶養手当、義務教育段階の就学援助等）や地域の社会資源を活用した支援（学習支援ボランティア事業、ショートステイ等）を行う。
（区内で受けられる支援事業の詳細については、内閣府 子供の貧困対策『子供の未来応援プロジェクト』のホームページまたは本ガイドラインの6ページ以降を参照してください。）
- ・関係機関での見守りを行う。

気づきのシートは、新たに特別な行動を求めるものではありません。子どもの貧困に関する傾向を意識し、職場内で共有するきっかけとしていただくためのものです。子どもの貧困対策の視点から作成したシートですが、貧困にとらわれず虐待も含め困っている子どもをいかに救っていくか、という視点でご使用ください。

2 支援への“つなぎ方”イメージ

あくまでも目安です。



3 気づきのシートの使用上の留意事項《重要》

傾向に当てはまるからといって、必ずしも「生活困難」であるとは限りません。傾向に当てはまる数のみで「生活困難」であるかどうかの判断はできません。傾向に当てはまるかどうか、直接、子どもや保護者に確認しないでください。「生活困難」にあるとのレッテル貼りにならないように注意してください。デリケートな問題があるので、細心の注意を払ってください。

4 気づきのシート作成の背景

子どもの貧困の状況

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平成27年時点で約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあり、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の約半数が相対的貧困の状態にあると指摘されています。国では平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。区では、平成28年5月に「子どもの貧困対策推進連絡会」を設置し、庁内横断的に子どもの貧困対策を推進しています。

「相対的貧困」とは、その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態にあることをさします。対して「絶対的貧困」とは、基本的な衣食住のニーズを満たすことが困難な状況にあることをさします。日本をはじめとする先進国では、「相対的貧困」の視点で貧困問題を捉えています。

相対的貧困の特徴として、服装が他の子どもと差異がなかったり、スマートフォンを持っていたりなど見た目では分かりにくいことがあげられます。しかし、実態として孤食であったり、宿題の手助けをしてくれる人がいなかったりなど健やかな育ちに良好とはいえない環境に身を置く子どもたちがいます。そういった子どもは自らなかなか声をあげない、あげにくい、隠すといった側面もあり、そのため、相対的貧困は外から見えにくいという難しさがあります。

多くの子どもが当たり前としていることができないことで、その子どもの将来に与える負の影響はとても大きいと言われています。このような状況は、様々な要因が複雑に重なっており、子どもとその家庭だけでは解決することは難しい面もあります。

気づきのシート作成の目的

現在、経済的理由により生活上の困難がある子どもに対する気づきは、保育園、児童館、学校など日常的に子どもにかかわる機関が主に担っており、必要な支援につないでいただいています。しかし、機関の中では、例えば、ベテラン職員と経験の浅い職員の力量の差が大きいなど課題がある場合があります。また、機関で困っている子どもに気づいてもどうしたらよいかわからなかったり、どこがどのような支援をしているのかわからなかったりなど、区からの支援情報が十分行き届いていないという課題もあります。

また、今般の児童福祉法の改正により、要支援児童を把握した関係機関は区市町村に情報提供するよう努めることになる等、支援が必要な子どもたちをより早期に支援につなげることが求められています。（詳細は、本ガイドラインの16ページ以降を参照し

てください。)

世田谷の子どもたちが地域の中で孤立することを防ぎ、より早期に必要な支援につながるができるよう、子どもにかかわる機関(保育園、児童館、学校など)の職員が子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識することで気づきを促し、職場内で共有し、支援につなぐきっかけとしていただくために、「せたがや子どもの未来応援気づきのシート」を作成しました。

5 子どもの貧困にかかわる主な傾向について

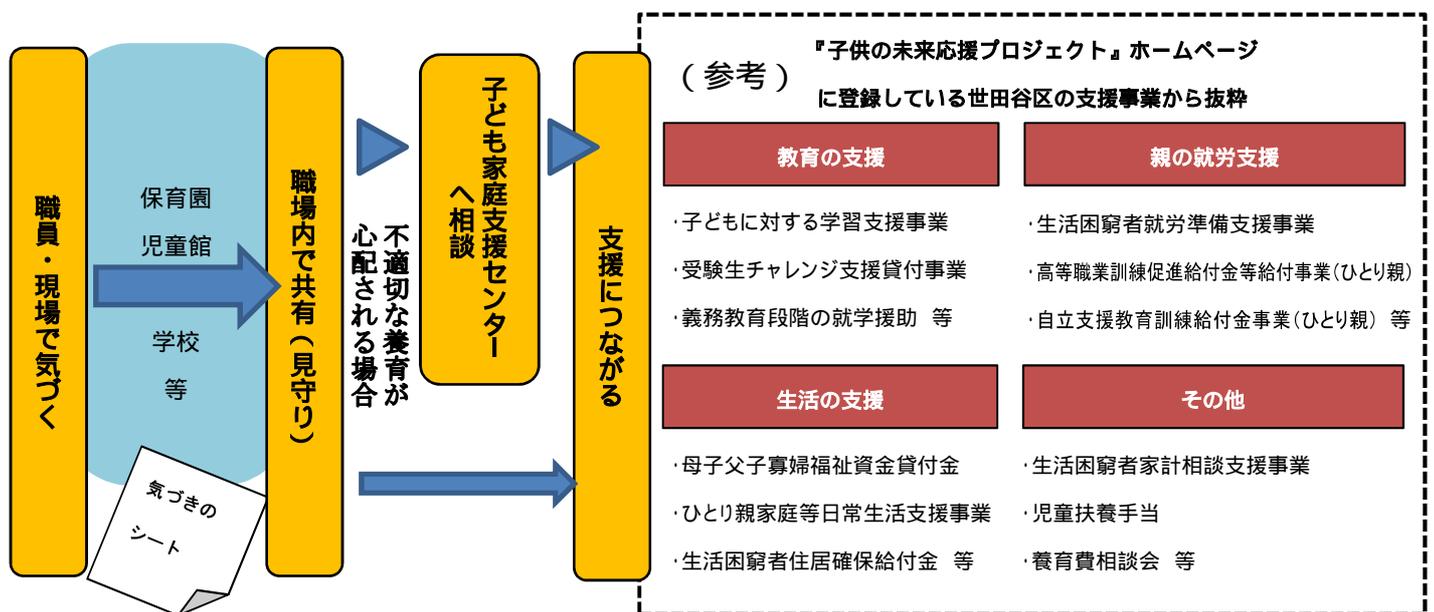
子どもの貧困にかかわる主な傾向は、子どもの貧困対策の知見を有する外部有識者2名からの助言と東京都の「子供の生活実態調査」の結果等を参考にしました。実態調査により、統計的に経済的理由により生活上の困難がある家庭と相関性の高い結果が出た項目を中心に掲載しております。また、実際に気づきのシートを使用していただく子どもにかかわる関係機関にも意見をうかがいながら作成しました。

【有識者】

- ・立教大学コミュニティ福祉学部 湯澤 直美 教授
- ・首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター 小田川 華子 特任研究員

【意見をうかがった関係機関】

区立小・中学校長会、区立幼稚園長会、教育指導課、教育相談・特別支援教育課、子ども家庭支援センター、児童課、保育課、若者支援担当課



要支援児童の情報提供について

児童福祉法の改正(平成28年10月施行)により、要支援児童を把握した児童福祉施設、学校、保育園、幼稚園等の関係機関は区市町村に情報提供するよう努めることになりました。また、関係機関が要支援児童に関して知り得た情報を本人の同意を得ないで区市町村に提供することは、例外的に、個人情報保護法違反にあらたないこととされています。

〔要支援児童：児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童〕

「子供の未来応援プロジェクト」ホームページ掲載事業一覧(世田谷区)

(平成29年9月現在)

1、教育の支援				
番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
1	生活保護制度に係る高校生等にアルバイト収入等がある場合の取扱	高校生等のアルバイト収入のうち、私立高校授業料の不足分、修学旅行費、学習塾等に充てられる費用については、就学のための必要な費用として必要最小限度を認定除外します。卒業後の就労や早期の保護脱却に資する経費についても、認定除外します。	各総合支所生活支援課	p15 1
2	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する際、支払った保育料に対する補助金です。	子ども・若者部 子ども育成推進課	5432-2066
3	コミュニティ・スクール	地域運営学校に設置する合議体の学校運営委員会を通じて、保護者や地域の方々の代表等が、校長が作成した学校運営に関する基本方針の承認等、一定の権限と責任をもって学校運営に参画しています。区立小・中学校では、保護者や地域の皆さんの意見や要望などが迅速かつ的確に学校運営に反映されるとともに、学校の運営方針、教育活動への保護者、地域の方々の理解が深まるなどの成果が見られています。	教育委員会事務局 生涯学習・地域学校連携課	5432-2723
4	新BOP	区立小学校を活用し、安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通して社会性、創造性を培い、児童健全育成を図るBOP事業に、学童クラブ事業を統合し、一体的に運営する事業	教育委員会事務局 生涯学習・地域学校連携課 子ども・若者部児童課(学童クラブに関すること)	5432-2739 5432-2308
5	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	被保護世帯の自立を支援するため、高等学校等の就学の際に必要な受験料、学用品費、交通費、入学料等の費用について支給します。上限額がありますので詳細はお問い合わせください。	各総合支所生活支援課	p15 1
6	受験生チャレンジ支援貸付事業	中学3年生、高校3年生とそれに準ずる方を養育されている方に対して、学習塾などの受講料や高校、大学等の受験料を無利子で貸付します。さらに、高校、大学等に入学した場合、返済が免除されます。貸付要件がありますので、必ず事前にご相談ください。	世田谷区自立相談支援機関「ぶらっとホーム世田谷」	5431-5355

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
7	義務教育段階の 就学援助	区内在住で国公立小・中学校に在籍している子どもがいる家庭のうち、生活保護を受けている、または経済的に就学が困難な家庭(所得制限あり)に対し、小・中学校での就学に必要な学用品費、給食費、修学旅行費等を援助します。また、申請時期に応じて支給対象期間が異なります。	教育委員会事務局 学務課	5432-1111 内線:2686
8	ひとり親家庭高等 学校卒業程度認 定試験合格支援 事業	ひとり親家庭の親または子ども(39歳未満に限る)の学び直しを支援することで、より良い条件での進学や就職、転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。本事業では、ひとり親家庭の親または子ども(39歳未満に限る)が高卒認定試験合格のための講座(通信制講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	各総合支所生活支援 課子ども家庭支援セン ター	p15 2 ただし、砧総合 支所は 3482-1344
9	ひとり親家庭等生 活向上事業(学 習支援ボランティ ア事業)	ひとり親家庭のお子さんを対象に、社会人や大学生のボランティアが無料で学習会を行います。宿題や授業内容の確認など、一人ひとりの進度にあわせて丁寧に対応します。定期的に通っていただくことで、家庭での学習習慣の定着を目指します。	子ども・若者部 子ども家庭課 子育て支援担当	5432-2569
10	生活困窮世帯等 の子どもに対する 学習支援事業	大学生や社会人のボランティアが月2回無料で学習会を行います。宿題や授業内容の確認など、一人ひとりの進度にあわせて丁寧に対応します。定期的に通っていただくことで、家庭での学習の定着を目指します。	各総合支所生活支援 課子ども家庭支援セン ター	p15 2 ただし、玉川総 合支所は 3702-2173
11	児童生徒に対す る援護	被保護世帯の児童・生徒に学童服・運動衣の購入費用を支給します。被保護世帯の児童・生徒に夏季休暇中の各種野外活動等の参加費用を支給します。被保護世帯の小学校6年生または中学校3年生に修学旅行参加に要する支度金を支給します。被保護世帯の児童で中学校を卒業し就職する者に就職支度金を支給します。詳細はお問い合わせください。	各総合支所生活支援 課	p15 1
12	被保護者自立促 進事業(学習環 境整備支援費 等)	学習塾などへの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座の受講料等を支給します(被保護世帯の小学校4年生～高等学校3年生が対象)。 大学等の受験料を支給します(被保護世帯の高等学校生が対象)。 上限額がありますので詳細はお問い合わせください。	各総合支所生活支援 課	p15 1

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
13	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(生活困窮の子ども支援事業)	小学生から高校生までを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行なっています。詳しくはお問い合わせください。	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」	5431-5355
14	母子父子寡婦福祉資金貸付金	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭を対象に、経済的に自立するための就学、就職、転宅、療養、事業開始等の資金を貸付します。(貸付には要件がありますので、詳細はお問い合わせ下さい)	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	p15 2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
15	特別支援教育就学奨励費負担等	世田谷区在住で区市町村立小学校・中学校の特別支援学級固定級又は区市町村立小・中学校に在籍する障害(特別支援学校が対象とする障害の程度に該当すること)のある児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の一部を支給します(所得審査あり。固定級在籍者以外の児童・生徒には障害の程度について審査あり)。また、公共交通機関を利用して世田谷区内の特別支援学級(特別支援教室含む)に通学している場合、障害を理由に学区域外の世田谷区内の通常学級に通学している場合には、通学費の実費相当額を支給します。	教育委員会事務局学務課	5432-1111 内線:2686

2、生活の支援

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
1	世田谷区児童養護施設退所者等支援事業	<p>児童養護施設等退所者を支援する「児童養護施設退所者等支援事業」を実施しています。</p> <p>住まいの困窮度の高い退所者等に高齢者向け借り上げ区営住宅内の空室を月1万円の住居負担金で提供する「住宅支援」</p> <p>地域の中で身近に相談できる仲間や、大人たち等との関係を築き、交流できる居場所を提供する「居場所支援・地域交流支援」</p> <p>大学等の進学にあたり、学費の一部を年額36万円を上限に給付する「給付型奨学金事業」</p> <p>そして「世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金」を創設し、広く区民に寄附を募って社会全体で支える仕組みにしています。</p>	子ども・若者部 若者支援担当課	5432-2585
2	利用者支援事業・特定型	<p>子ども・子育ての相談支援の充実を図るため、5つの総合支所の子ども家庭支援センターに「子育て応援相談員」を配置し、子育て支援に関する情報提供、相談・助言やサービス利用の支援などを行っています。</p>	子ども・若者部 子ども家庭課	5432-2255
3	トワイライトステイ事業	<p>保護者が仕事により、帰宅時間が夜間にわたる場合などに、区内の施設でお子様をお預かりします。</p> <p>施設:福音寮 対象:区内に在住する小学生児童 要件:保護者の方が、次のいずれかに該当し、かつ、他に預け先がない方 ・仕事等の事情により、帰宅が夜間にわたる場合や休日不在となる場合 その他は要問合せ 預かり時間:平日17時～22時、休日・祝日8時30分～17時または17時～22時 利用日数・定員:年度を通して30日以内(1日あたり3名) 利用料金:1回1600円(所得により減額措置あり)</p>	子ども・若者部 子ども家庭課 (受付は、各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター)	5432-2255 (受付は p15 2 ただし、世田谷総合支所は 5432-2848)
4	児童短期保護事業	<p>保護者の病気や出産などにより、一時的に子育てが困難となった場合、区内の施設でお子様を短期間お預かりします。</p> <p>施設:福音寮 対象児童:区内に在住する1歳以上12歳以下の児童 お預かりする要件:保護者の方が次の要件に該当し、かつ、他に預け先がない方 ・疾病または出産等で入院 ・家族の介護、看護 ・事故または罹災 など 利用日数:原則として1回の利用につき7日以内(1日あたりの定員があります) 利用料金:1日3,000円(所得により減額措置があります。)</p>	子ども・若者部 子ども家庭課 (受付は、各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター)	5432-2255 (受付は p15 2 ただし、世田谷総合支所は 5432-2848)

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
5	乳児短期保護事業	<p>保護者の病気や出産、育児疲れなどにより、一時的に子育てが困難となった場合、施設でお子様を短期間お預かりします。</p> <p>施設：日本赤十字社医療センター附属乳児院 対象：区内に在住する0歳の乳児 お預かりする要件：保護者の方が次の要件に該当し、かつ、他に預け先がない方 ・疾病または出産等で入院、育児疲れ、体調不良などで育児が困難、家族の介護、看護、事故または罹災 など 利用日数：1回の利用につき7日以内(定員2名) 利用料金：1日3000円(1泊2日6000円) 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料</p>	<p>子ども・若者部 子ども家庭課 (受付は、各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター)</p>	<p>5432-2255 (受付は p15 2 ただし、世田谷総合支所は 5432-2848)</p>
6	新BOP(再掲)	1、教育の支援 4番をご覧ください。		
7	養育支援訪問(保健師訪問)	<p>養育支援が特に必要と判断した家庭に対して保健師が訪問し、養育に関する相談助言等を行うことで適切な養育が行われるように支援しています。</p>	各総合支所健康づくり課	p15 3
8	乳児期家庭訪問事業	<p>生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を保健師又は乳児期家庭訪問指導員(助産師等)が訪問し、育児、発達、栄養、疾病予防などの助言をしています。新生児訪問・未熟児訪問も併せて行っています。</p>	各総合支所健康づくり課	p15 3
9	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>小学3年生以下の子どもがいるひとり親家庭で、家事や育児など日常生活において援助が必要なご家庭に、一定期間、育児などのお手伝いするホームヘルパーを派遣する事業です。所得に応じて利用制限及び自己負担があります。</p>	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	p15 2
10	ひとり親家庭等生活向上事業(学習支援ボランティア事業)(再掲)	1、教育の支援 9番をご覧ください。		
11	待機児童解消加速化プラン	<p>認可保育所や家庭的保育事業等の整備、一時保育の受入、病児・病後児保育施設の充実等に取り組む。</p>	子ども・若者部 保育計画・整備支援担当課	5432-2527
12	母子父子寡婦福祉資金貸付金(再掲)	1、教育の支援 14番をご覧ください。		

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
13	生活困窮者住居確保給付金	離職後2年以内の65歳未満の方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、「就労支援」とともに、3ヶ月間の家賃助成を行います。支給要件がありますので、必ず事前にご相談ください。	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム 世田谷」	5431-5355

3、親の就労支援

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
1	生活保護制度に係る就労自立給付金	生活保護受給者が安定した職業に就いたことにより生活保護の廃止に至った際に、廃止直後の不安定な生活を支えるため、廃止前の就労収入認定額に応じて、単身世帯は10万円、複数世帯は15万円を上限に就労自立給付金を支給します。	各総合支所生活支援課	p15 1
2	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給(再掲)	1、教育の支援 5番をご覧ください。		
3	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%(1万2千1円以上で20万円を上限)が支給されます。 支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にお住まいの地域を管轄する生活支援課子ども家庭支援センターにご相談下さい。	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	p15 2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
4	高等職業訓練促進給付金等給付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されます。また、修業修了後に修了支援給付金が支給されます。	各総合支所生活支援課子ども家庭支援センター	p15 2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)	1、教育の支援 8番をご覧ください。		
6	待機児童解消加速化プラン(再掲)	2、生活の支援 11番をご覧ください。		
7	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労に係る相談、情報の提供、助言等の支援をハローワーク等との連携により、就労支援員が行います。	各総合支所生活支援課	p15 1
8	生活困窮者就労準備支援事業	自立相談支援機関にて実施するグループを対象とした就労支援です。キャリアカウンセリングや履歴書の作成支援、面接を受ける際の実践的な指導、パソコンのスキルアップ支援等を行います。	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム 世田谷」	5431-5355

4、その他

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
1	養育費相談会	これから離婚を考えている方や、離婚後、養育費の支払いを受けていない方、受けていても額が少ない、増額したい等、養育費に関するあらゆる悩みを抱えている方のための無料相談会です。	子ども・若者部 子ども家庭課 子育て支援担当	5432-2569
2	児童育成手当	・育成手当 父又は母が、死亡・離婚・生死不明・1年以上遺棄か拘禁・保護命令書等の交付・婚姻によらない出生等でいないか、重度の障害を有する場合で、父、母または養育者が、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している場合。 ・障害手当 心身に障害(身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2・3度程度、脳性麻痺(まひ)、進行性筋萎縮(いしゅく)症)のある20歳未満の児童を養育している場合。	各総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	p15 4
3	児童扶養手当	下記(1)(2)を満たす場合 (1)父又は母が、死亡・離婚・生死不明・1年以上遺棄か拘禁・保護命令書等の交付・婚姻によらない出生等でいないか、重度の障害を有する。 (2)父、母または養育者が、18歳到達後最初の年度末(中度以上の障害がある場合20歳未満)までの児童を養育している。 ただし、下記の場合を除きます。 父又は母が重度の障害を有する場合以外で、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある。	各総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	p15 4
4	シングルマザーのほっとサロン(ひとり親家庭生活向上事業)	シングルマザーが、同じ立場の女性と分かち合いを行い、必要な情報を得ることができる地域の居場所を提供する。	生活文化部 人権・男女共同参画担当課	5432-1111 内線:2259
5	利用者支援事業(基本型)	子ども・子育てに関する相談 あなたの「困った」を「世田谷区地域子育て支援コーディネーター」が一緒に考え、お手伝いします。お気軽にご相談ください。	子ども・若者部 子ども家庭課	5432-2569
6	利用者支援事業(母子保健型)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談の充実を図るため、5つの総合支所に助産師等の「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠期の面接相談や情報提供などを行っています。同時にせたがや子育て利用券をお渡しします。	世田谷保健所 健康推進課	5432-2446
7	養育支援訪問(保健師訪問)(再掲)	2、生活の支援 7番をご覧ください。		

番号	事業名	事業概要	担当窓口	連絡先
8	乳児期家庭訪問事業(再掲)	2、生活の支援 8番をご覧ください。		
9	スクールソーシャルワーカーの配置	世田谷区立小・中学校の児童・生徒、保護者、教員へ支援	教育政策部 教育相談・特別支援教育課	5432-2746
10	児童生徒に対する援護(再掲)	1、教育の支援 11番をご覧ください。		
11	生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮している方が抱えている課題を整理し、どのような支援が必要かをご本人と一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。関係者や各関係機関と連携し、寄り添いながら支援を行います。	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」	5431-5355
12	女性福祉資金	原則として配偶者がいない女性を対象に、経済的に自立するための事業、住宅、就職、就学、療養等の資金を貸付しています。貸付には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。	各総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター	p15 2 ただし、砧総合支所は 3482-1344
13	生活困窮者家計相談支援事業	家計状況の「見える化」を図り、課題を把握し、ご本人が自ら家計を管理できるようお手伝いをします。必要に応じて、資金貸付など他の制度もあわせて紹介や支援を行います。(貸付資金には要件があります。)	世田谷区自立相談支援機関「ぷらっとホーム世田谷」	5431-5355
14	スクールカウンセラーの配置	世田谷区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置し、在籍する生徒、保護者、教員の支援業務を行う。	教育政策部 教育相談・特別支援教育課	5432-2746

1	世田谷総合支所生活支援課	5432-2862
	北沢総合支所生活支援課	3323-9916
	玉川総合支所生活支援課	3802-1742
	砧総合支所生活支援課	3482-3269
	烏山総合支所生活支援課	3326-6100

2	世田谷総合支所生活支援課	5432-2915
	子ども家庭支援センター	
	北沢総合支所生活支援課	3323-9906
	子ども家庭支援センター	
	玉川総合支所生活支援課	3702-1189
	子ども家庭支援センター	
	砧総合支所生活支援課	3482-5271
	子ども家庭支援センター	
	烏山総合支所生活支援課	3326-6155
	子ども家庭支援センター	

3	世田谷総合支所健康づくり課	5432-2893
	北沢総合支所健康づくり課	3323-1731
	玉川総合支所健康づくり課	3702-1948
	砧総合支所健康づくり課	3483-3161
	烏山総合支所健康づくり課	3308-8228

4	世田谷総合支所生活支援課	5432-2311
	子ども家庭支援センター	
	北沢総合支所生活支援課	3323-9910
	子ども家庭支援センター	
	玉川総合支所生活支援課	3702-1792
	子ども家庭支援センター	
	砧総合支所生活支援課	3482-1344
	子ども家庭支援センター	
	烏山総合支所生活支援課	3326-6155
	子ども家庭支援センター	

北沢総合支所生活支援課及び健康づくり課(北沢保健福祉センター)は、平成30年5月に北沢タウンホールへ移転予定

<参考> 子ども食堂

世田谷区社会福祉協議会は、区内の子ども食堂を実施する個人や団体に対し、経費助成や活動場所の提供、新規立ち上げ時のコーディネート等の支援を行っています。

区内の子ども食堂は、15ヶ所(平成29年3月末日時点)ありますので、開催場所や開催日については、世田谷区社会福祉協議会(下記連絡先)へお問い合わせください。

(連絡先)電話:03-5249-2233 FAX:03-5429-2204

(改正後全文)

雇児総発 1 2 1 6 第 2 号
雇児母発 1 2 1 6 第 2 号
平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日
(改正経過)
雇児総発 0 3 3 1 第 2 号
雇児母発 0 3 3 1 第 9 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県
指 定 都 市
各 中 核 市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿
保 健 所 設 置 市
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)
母子保健課長
(公印省略)

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る
保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）が、平成 28 年 6 月 3 日をもって公布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 の 5 の規定が、10 月 1 日に施行された。これにより、児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされたところである。

また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 12 次報告）」（以下「第 12 次報告」という。）がとりまとめられた。第 12 次報告では、虐待による死亡事例のうち、0 歳児の割合が約 6 割（第 1 次～第 12 次報告全体では、同割合が約 4 割）を占め、妊娠期から切れ目のない支援体制の整備の必要性と、学校内での虐待に関する理解の向上と要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を活用した支援体制づくりの重要性等が提言として公表された。

については、これらを踏まえ、各地方自治体におかれては、下記の趣旨及び留意事項を十

分にご理解の上、要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築とより一層の連携に取り組んでいただきたい。都道府県におかれては、管内の市町村や病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関に周知を図られたい。

また、病院、診療所との連携には、管内の関係機関・関係団体等の協力を得る必要があることから、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本歯科医師会、日本看護協会、日本助産師会の関係団体に別途協力を依頼している。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであり、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので念のために申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

（参 考）

○児童福祉法（抄）

第 21 条の 10 の 5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等（*1）と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（*1）要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

【児童福祉法 第 6 条の 3 第 5 項及び第 8 項】

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

記

1 法改正の趣旨

これまでに専門委員会がとりまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 1 次～第 12 次報告）」によると、心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0 歳児の割合が約 4 割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられている。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）で状況が把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

また、児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、平成 27 年度は 103,286 件で過去最多となった。子ども虐待は、特別な家庭だけに発生するものではなく、学齢期以降の子どもを含め、すべての子育て家庭で起こり得る可能性があり、協議会を通じた関係機関との情報共有等を密に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要である。

このため、改正法においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされ、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。

さらに、各分野での取組を通じた一層の連携を図るため、分野ごとの留意事項を 3 のとおりまとめたので、十分ご配慮願いたい。

2 情報提供に当たっての共通の留意事項

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条及び第 23 条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならない、こととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第 16 条第 3 項第 1 号及び第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

(参 考)

○個人情報の保護に関する法律（抄）

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 （略）

3 各個別分野の留意事項

（1）市町村

情報提供を受けた市町村は、保健・医療・福祉・教育等の関係機関から提供された情報を基に、必要な実情の把握を行うとともに、関係機関に協力を求め、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行う。

また、協議会調整機関として、必要に応じて、把握した内容について協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を行うこと。

なお、関係機関から情報提供に関する説明が行われていない場合、市町村が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者への説明内容や関わる時期等について、関係機関との事前の協議（*2）が必要である。

さらに、連携の促進を図るためには、訪問指導等の必要な支援を行った市町村が、その結果を記録し、速やかに情報提供元の関係機関に報告することが必要である。

なお、文書で報告する際の様式（参考資料1）を定めたので、参考とされたい。

（*2）関係機関との事前の協議（例）

市町村が必要な支援を行う際に、「乳幼児健康診査の相談内容やその後の子どもの様子を伺うため」「この周辺の子育て中の家庭を訪問し、子育ての悩みなどを尋ねている」など、保護者向けの説明内容を事前に関係機関と協議すること。

① 母子保健所管部局

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健所管部局は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 乳幼児健康診査では、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。

ウ また、平成28年度に母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部を改正し、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、乳幼児健康診査等の様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策が子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意し、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

エ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

② 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、支援プランを策定すること、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うことが必須の事業とされており、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。
- イ 母子健康手帳の交付等の母子保健施策は乳幼児に対する虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化されたことを踏まえ、様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。
- ウ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について協議し、継続的な支援を行うこと。

③ 市区町村子ども家庭総合支援拠点

市区町村子ども家庭総合支援拠点は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行うとともに、その支援に当たっては、子どもの自立を保障する観点から、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めることとされ、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行うこと。
- イ 子どもとその家庭及び妊産婦等が自主的に活用できるように、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行うこと。
- ウ 子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで、また妊娠期から子どもの自立に至るまでの子ども家庭等に関する相談全般に応じること。
- エ 個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行うこと。
- オ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、必要に応じた関係機関等との連携を行い、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成し、継続的な支援を行うこと。

④ 教育委員会事務局

各市町村の教育委員会事務局には、学校に対する専門的な指導を行う指導主事が配置されている場合もあり、教育課程、学習指導その他学校教育に関する事項の指導に当たっている。教育委員会事務局は、各学校から指導主事への様々な相談や指

導依頼を通じ、要支援児童等を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応するよう指導すること。

ア 主に別表3を参考に、学校が要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、学校から要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である旨を指導すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供を行うよう指導すること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

⑤ 要保護児童対策地域協議会

協議会は、その対象ケースについて個別ケース検討会議を行い、養育に関する問題を明らかにするとともに、関係機関が連携して当該家庭に必要な支援を行うこと。また、病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関と情報共有及び支援内容の協議を行い、支援内容の見直しを行う。特に要支援児童等が、複数の関係機関に関わっている場合などには、関係機関間での情報共有・連携ができるよう調整をすること。

(2) 病院、診療所

病院、診療所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 産科、新生児科、小児科、精神科、歯科等をはじめとする病院、診療所が、別表1～3を参考に要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

③ また、従前から情報提供に際しては、別添1「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」（平成16年3月10日付け雇児総発第0310001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、対象

となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることになっている。この算定に係る「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知）の関連する事項については、別添2のとおりである。

- ④ 病院、診療所は市町村への情報提供後、市町村と情報を共有するとともに、連携して妊産婦や子どもに対する医療の提供を行う。その際、市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ⑤ 当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであり、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- ⑥ 児童相談所及び市町村の児童福祉・母子保健等、協議会の調整機関における病院、診療所との連携強化に関するより具体的な留意事項については、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号・雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を参考とすること。

(3) 助産所

助産所は、妊産婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、特定妊婦及び要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 主に別表1～2を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ③ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- ④ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- ⑤ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(4) 児童福祉施設等

① 助産施設

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦等の出産前後の健康管理、母乳指導、新生児の保健指導等に対応することで、特定妊婦及び要支援児童を把握しやすい立場にあるため、子ども虐待の発生予防において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

② 保育所及び幼保連携型認定こども園

保育所及び幼保連携型認定こども園は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等及び保護者の状況などの把握ができ、保護者から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する

る法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を実施しており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、援助などを通じ、主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援が つながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

④ 児童館

児童館は、地域のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身とも健やかに育成することを目的に、子育て家庭に対する相談・援助、交流の場や放課後児童クラブの実施などに取り組んでおり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 子どもの居場所の提供や保護者の子育て支援などを通じ、主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支

援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

⑤ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援をするため、放課後等に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る取組がされている。また、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1及び別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、放課後児童支援員等の各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

⑥ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行っている。また、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図る役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等が必要な支援につながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 連絡調整先の一つである協議会との関係を深めるなど、引き続き連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(5) 学校

① 幼稚園

幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとして施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していく役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援につながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発

見・早期対応の意識の向上を図るとともに、園全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立園において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

② 小学校及び中学校等

学校及び学校の教職員等は、子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども虐待の早期発見・早期対応に努める必要があることから、以下のことに留意して引き続き取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立学校において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

(6) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関

(1) から (5) に記載した機関以外の機関 (*3) においても、妊婦、子どもや保護者等の状況などの把握ができ、保護者等から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

(*3) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関 (例)

家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関など

- ア 別表 1～3 を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ また、情報提供を適切に行うために、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

(7) 都道府県

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言、援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設、学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

また、所管する私立学校に対して、市町村への要支援児童等の情報提供に関する周知及び情報提供を通じた協議会への参画の促進に努めること。

なお、医療機関との連携体制の推進に当たっては、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成 28 年 7 月 27 日付け雇児発 0727 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定められた「医療的機能強化等事業」を活用し、都道府県等の中核的な小児救急病院等を中心とした連携体制の整備を進めることも可能である。

別表 1

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
妊娠・出産	妊婦等の年齢	18歳未満	
		18歳以上～20歳未満かつ夫(パートナー)が20歳未満	
		夫(パートナー)が20歳未満	
	婚姻状況	ひとり親	
		未婚(パートナーがいない)	
		ステップファミリー(連れ子がある再婚)	
	母子健康手帳の交付	未交付	
妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降 定期的に妊婦健診を受けていない(里帰り、転院等の理由を除く)		
妊娠状況	産みたくない。		
	産みたいが、育てる自信がない。		
	妊娠を継続することへの悩みがある。 妊娠・中絶を繰り返している。		
胎児の状況	疾病		
	障害(疑いを含む)		
	多胎		
出産への準備状況	妊娠の自覚がない・知識がない。 出産の準備をしていない。(妊娠36週以降) 出産後の育児への不安が強い。		
妊婦の行動・態度等	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)	
		自殺企図、自傷行為の既往がある。	
		アルコール依存(過去も含む)がある。	
		薬物の使用歴がある。	
飲酒・喫煙をやめることができない。			
セルフケア	身体障害がある。(身体障害者手帳の有無は問わない)		
	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態		
虐待歴等	被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。		
気になる行動	同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。(療育手帳の有無は問わない)		
	突発的な出来事に適切な対処ができない。(パニックをおこす) 周囲とのコミュニケーションに課題がある。		
家族・家庭の状況	夫(パートナー)との関係	DVを受けている。	
		夫(パートナー)の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。	
		きょうだいに対する虐待行為がある。(過去または現在、おそれも含む) 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。	
	社会・経済的背景	住所が不確定(住民票がない)、転居を繰り返している。	
		経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安 夫婦ともに不安定就労・無職など	
		健康保険の未加入(無保険な状態) 医療費の未払い	
生活保護を受給中 助産制度の利用(予定も含む)			
家族の介護等	妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている。		
サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない。(死別、遠方などの場合を除く) 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭(言葉や習慣の違いなど)		
	【その他 気になること、心配なこと】		

別表 2

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)
の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ポーンとしている、急に力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度		保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいでの服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態 (健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

別表 3

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)
の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ポーンとしている、急に力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登校状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない。
	保護者の様子	子どもへの関わり・対応	
きょうだいとの差別			きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
心身の状態(健康状態)			精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
気になる行動			些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
学校等との関わり			長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			

	<input checked="" type="checkbox"/> 欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前のお産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

(別添1)



雇児総発第 0310001 号
平成 16 年 3 月 10 日

各 { 都道府県 } 児童福祉主管部(局)長
{ 指定都市 }
{ 中核市 } 母子保健主管部(局)長

殿

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課長



養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について

子どもの健全育成を図る上で、「養育支援を必要とする家庭」を的確に把握し、適時適切な支援を行うことは重要な取組であるが、こうした取組は子どもに対する虐待の予防にも資するものである。

このため、平成16年度予算(案)においても育児支援家庭訪問事業を新たに創設するなど、養育支援が必要な家庭に対する支援の充実を図ることで虐待の予防を目指しているが、支援を必要とする家庭を早期に把握するためには、家庭と接点を有する様々な関係機関からの情報提供を促していくことが必要である。

中でも医療機関は、出産前後の健診や、子どもや養育者の疾患等による受診を契機として、支援が必要と思われる家庭と接点を持つことが多いことから、医療機関の積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である。

こうした医療機関から地域の保健福祉を担う市町村等に対する診療情報の提供については、従来から診療情報提供料として診療報酬上の評価が行われ、保健福祉サービスを必要とする要介護高齢者を念頭に置いた情報提供の様式が示されてきたところであるが、以上のような子どもの養育支援の重要性に鑑み、本年4月から実施される診療報酬改定により、子どもの養育支援を念頭に置いた情報提供の様式が新たに別紙様式9・10として示されることとなった。なお、別添様式9は患者が18歳以下の子どもの場合に用いられる様式であり、別紙様式10は患者が母親の場合に用いられる様式である。(別添参照)

ついては、こうした情報提供が円滑に行われるよう市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するとともに、この改正に伴い増加が予想される医療機関からの情報を積極的に活用し、的確な養育支援が行われるよう各都道府県内の市町村に対し周知願いたい。

またこうした情報を受け、限られた資源の中で効果的な養育支援を行っていくためには市町村虐待防止ネットワーク等を活用し、養育支援に必要な情報集約や、関係支援機関の情報共有の円滑化を図ることで、共通認識にもとづいた支援計画を作成し、明確な役割分担のもと協働支援を行っていくための体制整備が重要である。

なお、上記の診療情報の提供は患者の同意を得て行われるものであるが、同意が得られない場合であっても、疾病等の状況如何によっては、保護者に子どもを監護させることが不相当であると認められ、児童福祉法第25条の規定による児童相談所又は福祉事務所に対する通告が必要となる場合もあることについて、併せて医療機関に対し周知願いたい。

おって本通知については、厚生労働省保険局医療課と協議済みである。

(別添 2)

(抄)

保医発 0304 第 3 号
平成 28 年 3 月 4 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 52 号）等が公布され、平成 28 年 4 月 1 日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添 1、歯科診療報酬点数表については別添 2 及び調剤報酬点数表については別添 3 のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）は、平成 28 年 3 月 31 日限り廃止する。

第 2 章 特掲診療料

第 1 部 医学管理等

B 0 0 9 診療情報提供料（I）

（1）診療情報提供料（I）は、医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものである。

(2) 保険医療機関が、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。

(3) 紹介に当たっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者又は紹介先の機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、診療情報の提供先からの当該患者に係る問い合わせに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。

ア イ及びウ以外の場合別紙様式 11

イ 市町村又は指定居宅介護支援事業者等別紙様式 12 から別紙様式 12 の 4 まで

ウ介護老人保健施設別紙様式 13

(4) 当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある機関に情報提供が行われた場合や、市町村等が開設主体である保険医療機関が当該市町村等に対して情報提供を行った場合は算定できない。

(5) A保険医療機関には、検査又は画像診断の設備がないため、B保険医療機関（特別の関係にあるものを除く。）に対して、診療状況を示す文書を添えてその実施を依頼した場合には、診療情報提供料(I)は算定できる。

(6) (5)の場合において、B保険医療機関が単に検査又は画像診断の設備の提供にとどまる場合には、B保険医療機関においては、診療情報提供料(I)、初診料、検査料、画像診断料等は算定できない。なお、この場合、検査料、画像診断料等を算定するA保険医療機関との間で合議の上、費用の精算を行うものとする。

(7) (5)の場合において、B保険医療機関が、検査又は画像診断の判読も含めて依頼を受け、その結果をA保険医療機関に文書により回答した場合には、診療情報提供料(I)を算定できる。なお、この場合に、B保険医療機関においては、初診料、検査料、画像診断料等を算定でき、A保険医療機関においては検査料、画像診断料等は算定できない。

(8) 提供される情報の内容が、患者に対して交付された診断書等であって、当該患者より自費を徴収している場合、意見書等であって、意見書の交付について診療報酬又は公費で既に相応の評価が行われている場合には、診療情報提供料(I)は算定できない。

(9) 下記のア、イの場合については、患者1人につき月1回に限り、所定点数を算定する。また、いずれの場合も診療情報の提供に当たって交付した文書の写しを診療録に添付する。

ア 区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、当該患者に対して継続して区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている別の保険医療機関に対して、診療日、診療内容、患者の病状、日常生活動作能力等の診療情報を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

イ 区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、別の保険医療機関に対して、病歴、診療内容、患者の病状等の診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

(10) 診療情報の提供に当たり、レントゲンフィルム等をコピーした場合には、当該レントゲンフィルム等及びコピーに係る費用は当該情報提供料に含まれ、別に算定できない。

(11) 「注2」に掲げる「市町村」又は「指定居宅介護支援事業者等」に対する診療情報提供は、入院患者については、退院時に患者の同意を得て退院の日から2週間以内に診療情報の提供を行った場合にのみ算定する。この場合においては、家庭に復帰する患者が対象であり、別の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設等に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者についてその診療情報を市町村又は指定居宅介護支援事業者等に提供しても、診療情報提供料(I)の算定対象とはならない。

(12) 「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター又は指定居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターをいう。また、「保健福祉サービスに必要な情報」とは、当該患者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス、ホームケア促進事業、ショートステイ、デイサービス、日常生活用具の給付等の介護保険の居宅サービス若しくは福祉サービスを有効かつ適切に実施するために必要な診療並びに家庭の状況に関する情報をいう。

(13) 「注3」については、在宅での療養を行っている疾病、負傷のため通院困難な患者（以下「在宅患者」という。）に対して、適切な在宅医療を確保するため、当該患者の選択する保険薬局の保険薬剤師が、訪問薬剤管理指導を行う場合であって、当該患者又はその看護等に当たる者の同意を得た上で、当該保険薬局に対して処方せん又はその写しに添付して、当該患者の訪問薬剤管理指導に必要な診療情報を提供した場合に算定する。この場合において、交付した文書の他、処方せんの写しを診療録に添付する。

なお、処方せんによる訪問薬剤管理指導の依頼のみの場合は診療情報提供料(I)は算定できない。

(14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設（当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。）に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。)

イ 障害者支援施設(障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第 7 項に規定する生活介護を行うものを除く。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号) 第 6 条の 7 第 2 号に規定する自立訓練(生活訓練)を行う事業所

エ 障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援を行う事業所

オ 障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業所

カ 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する福祉ホーム

(15) 「注 6」に掲げる「認知症に関する専門の保険医療機関等」とは、「認知症施策等総合支援事業の実施について」(平成 26 年 7 月 9 日老発 0709 第 3 号(一部改正、平成 27 年 6 月 26 日老発 0626 第 3 号)老健局長通知)に規定されている認知症疾患医療センターであること。

(16) 「注 7」に掲げる退院患者の紹介に当たっては、心電図、脳波、画像診断の所見等診療上必要な検査結果、画像情報等及び退院後の治療計画等を添付すること。また、添付した写し又はその内容を診療録に貼付又は記載すること。なお、算定対象が介護老人保健施設である場合は、当該加算を算定した患者にあっては、その後 6 か月間、当該加算は算定できない。

(17) 「注 8」の加算は、区分番号「B 0 0 5—4」ハイリスク妊産婦共同管理料(I)が算定されない場合であっても算定できる。

(18) 「注 9」に掲げる「専門医療機関」とは、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、かかりつけの医師や介護サービス等との調整を行う保険医療機関であること。

(19) 「注 10」に規定する認知症専門医療機関連携加算は、区分番号「B 0 0 5—7」に掲げる認知症専門診断管理料 2 を算定する専門医療機関において既に認知症と診断された患者が、症状の増悪や療養方針の再検討を要する状態となった場合に、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合に算定する。

(20) 「注 11」に規定する精神科医連携加算については、身体症状を訴えて精神科以外の診療科を受診した患者について、当該精神科以外の診療科の医師が、その原因となりうる身体疾患を除外診断した後に、うつ病等の精神疾患を疑い、精神医療の必要性を認め、患者に十分な説明を行い、同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関の精神科に当該患者が受診する日(紹介した日より 1 月間以内とし、当該受診日を診療録に記載すること。)について予約を行った上で、患者の紹介を行った場合に算定する。

(21) 「注 12」に規定する肝炎インターフェロン治療連携加算は、区分番号「B 0 0 5—8」に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料を算定する専門医療機関において作成された治

療計画に基づいて行った診療の状況を示す文書を添えて、当該専門医療機関に対して当該患者の紹介を行った場合に算定する。

(22) 「注 13」に規定する歯科医療機関連携加算は、保険医療機関（歯科診療を行う保険医療機関を除く。）が、歯科を標榜する保険医療機関に対して、当該歯科を標榜する保険医療機関において口腔内の管理が必要であると判断した患者に関する情報提供を、以下のア又はイにより行った場合に算定する。なお、診療録に情報提供を行った歯科医療機関名を記載すること。

- ア 歯科を標榜していない病院が、医科点数表第 2 章第 10 部手術の第 1 節第 6 款、第 7 款及び第 9 款に掲げる悪性腫瘍手術（病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。）又は第 8 款に掲げる心・脈管系（動脈・静脈を除く。）の手術若しくは造血幹細胞移植の手術を行う患者について、手術前に歯科医師による周術期口腔機能管理の必要性を認め、歯科を標榜する保険医療機関に対して情報提供を行った場合
- イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に属する医師が、訪問診療を行った栄養障害を有する患者について、歯科訪問診療の必要性を認め、在宅療養支援歯科診療所に対して情報提供を行った場合

(23) 「注 14」に規定する地域連携診療計画加算は、あらかじめ地域連携診療計画を共有する連携保険医療機関において、区分番号「A 2 4 6」の注 4 に掲げる地域連携診療計画加算を算定して退院した入院中の患者以外の患者について、地域連携診療計画に基づく療養を提供するとともに、患者の同意を得た上で、退院時の患者の状態や在宅復帰後の患者の状況等について、退院の属する月又はその翌月までに当該連携保険医療機関に対して情報提供を行った場合に算定する。

(24) 「注 15」に規定する検査・画像情報提供加算は、保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。また、イについては、平成 30 年 4 月以降は、退院時要約を含むものに限る。）について、①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時閲覧可能なよう提供した場合、又は②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に加算する。なお、多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

(別紙様式12の2)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師名

印

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
父母の氏名	父: ()歳 職業()	母: ()歳 職業()
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日 : 平成 年 月 日	退院(予定)日 : 平成 年 月 日
出生時の状況	出生場所 : 当院・他院 () 在胎 : ()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重 : ()g 身長 : ()cm 出生時の特記事項 : 無・有 () 妊娠中の異常の有無 : 無・有 () 妊婦健診の受診有無 : 無・有 (回:)	家族構成 育児への支援者:無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴
		・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする ・その他()
日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()	
養育者の状況	健康状態等	・疾患()・障害() ・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他()
	こどもへの思い・態度	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()
	同胞の状況	・同胞に疾患()・同胞に障害()
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の目的とその理由		

*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

(別紙様式12の3)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師名

印

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女 ()歳 職業()	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生まれ	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日：平成 年 月 日	退院(予定)日：平成 年 月 日
今回の 出産時の 状況	出産場所：当院・他院 () 在胎：()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重：()g 身長：()cm 出産時の特記事項：無・有() 妊娠中の異常の有無：無・有() 妊婦健診の受診有無：無・有(回：)	家族構成 育児への支援者：無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()
	他の児の状況	・疾患()・障害()
	こどもとの分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の 目的とその 理由		

*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
3. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことについて記入すること。

(別紙様式12の2)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

医師名

印

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
父母の氏名	父: ()歳 職業()	母: ()歳 職業()
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日 : 平成 年 月 日	退院(予定)日 : 平成 年 月 日
出生時の状況	出生場所 : 当院・他院 () 在胎 : ()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重 : ()g 身長 : ()cm 出生時の特記事項 : 無・有 () 妊娠中の異常の有無 : 無・有 () 妊婦健診の受診有無 : 無・有 (回:)	家族構成 育児への支援者:無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴
		・身体接触を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする ・その他()
日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()	
養育者の状況	健康状態等	・疾患()・障害() ・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他()
	こどもへの思い・態度	・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()
	同胞の状況	・同胞に疾患()・同胞に障害()
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の目的とその理由		

*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

(別紙様式12の3)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師名

印

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日生 男・女 ()歳 職業()	
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名	
病状 既往症 治療状況等		
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生まれ	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)	
退院先の 住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)	
入退院日	入院日：平成 年 月 日	退院(予定)日：平成 年 月 日
今回の 出産時の 状況	出産場所：当院・他院 () 在胎：()週 単胎・多胎 ()子中()子 体重：()g 身長：()cm 出産時の特記事項：無・有() 妊娠中の異常の有無：無・有() 妊婦健診の受診有無：無・有(回：)	家族構成 育児への支援者：無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください		
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()
	他の児の状況	・疾患()・障害()
	こどもとの分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の 目的とその 理由		

*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
3. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことについて記入すること。

支援経過・結果報告書

平成 年 月 日

様

貴機関から平成 年 月 日にご連絡いただいた要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。

対象者	子ども	フリガナ		平成 年 月 日生	男・女	第 子
	保護者	父 フリガナ	母 フリガナ	予定日:平成 年 月 日	現在妊娠()週	
		生年月日 年 月 日 (歳)	生年月日 年 月 日 (歳)			
住所	〒 (自宅・実家・その他)					

本人への説明	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	本人からの同意	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
--------	---	---------	---

【市町村の支援方針】

<input type="checkbox"/> 乳幼児健康診査やその他の母子保健サービス等で養育状況を確認します。 <input type="checkbox"/> 保護者(養育者)の身体面・精神面・育児不安等の支援を要するため、継続して支援します。 <input type="checkbox"/> 子どもの発育・発達支援のため継続的に支援します。 <input type="checkbox"/> 関係機関()とともに養育状況の確認を継続します。 <input type="checkbox"/> 子どもの発達状況、養育状況を確認した結果、支援を終了します。 <input type="checkbox"/> その他 ()

【問題点及び今後の援助計画】

--

【連絡(依頼)事項】

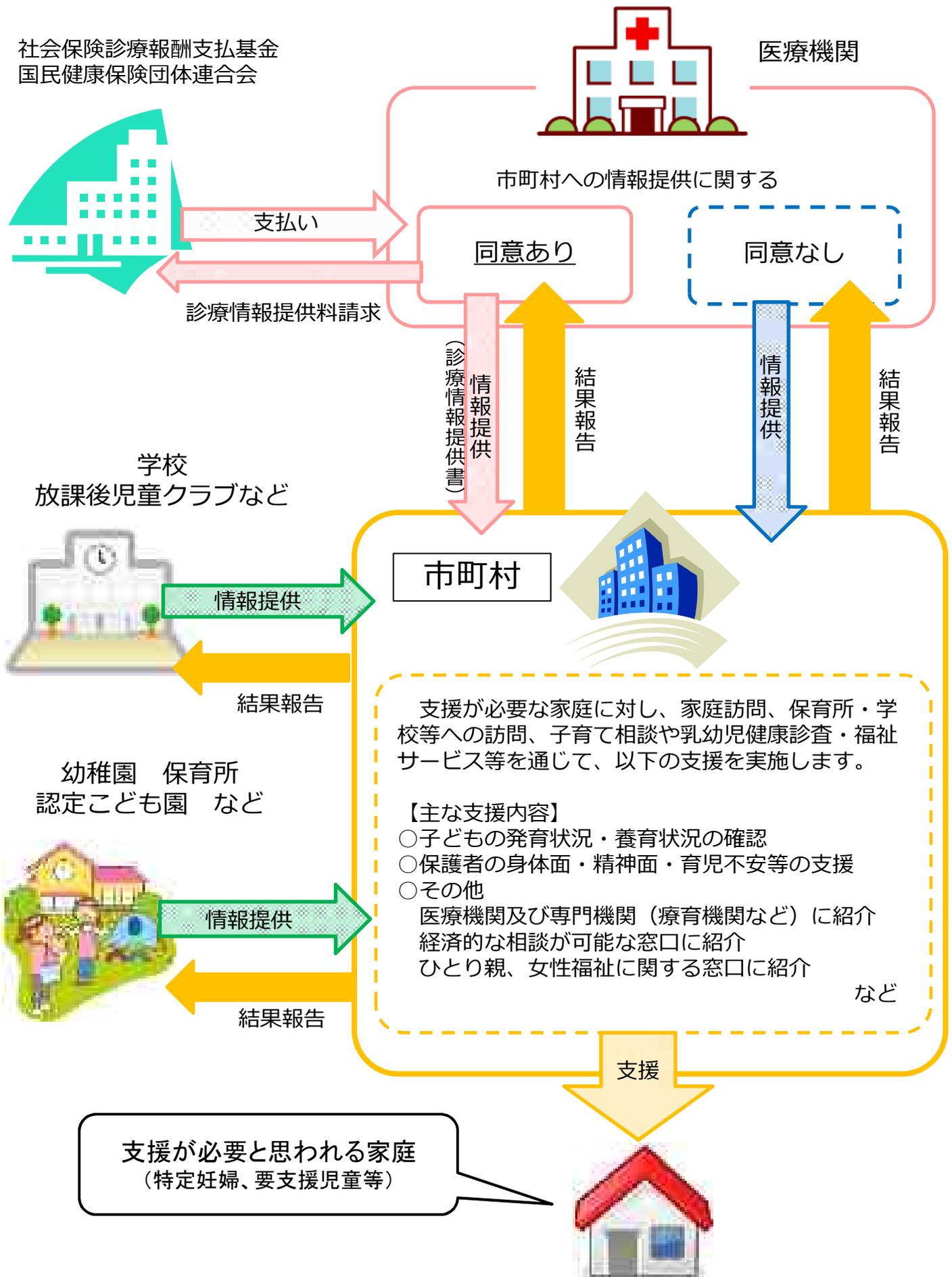
--

【担当者】

所属名		担当者(職種)	
住所		電話	

参考資料 2

特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関わる支援の流れ



事例 1

保育所の気づきから市町村につなげ、支援に至った事例

離婚により、実家の近くに母と子ども（2歳）が転居。母の就労開始を契機に保育所への登所が始まる。入所から数か月後、朝夕の送迎時に、周囲にも聞こえる怒鳴り声で「グズグズしないの！」「一体、何をしているの」など、母が子どもを叱ることが頻繁に見られるようになる。また、母の服装の乱れもあり、気になった担任保育士から声かけをするも「大丈夫です。忙しいので、すみません。」と保育士の関わりを拒否される状況が1か月ほど続いた。保育所は、子どもの様子を見守るとともに、市町村の保健師に気になる状況を相談した。

相談を受けた市町村は、地区担当の保健師が保育所に訪問し、子どもや気になる状況を保育所と共有。協議後、地区担当保健師が3歳児健康診査の機会を活用し、母と接触を図った。

保健師の関わりを契機に、母が「実家の祖父が体調不良のため介護が必要な状態のため介護負担を感じていること」「実家からの支援が難しくなり、経済的な不安を抱えていること」が判明し、介護保険サービスやひとり親の支援制度につなげる調整を実施した。

事例 2

学校及び地域の気づきを市町村につなげ、支援に至った事例

A小学校に通う男児（小学5年生）が、この数か月で急に理由がはっきりしない欠席やたびたび早退を繰り返していることに担当教員が気づき、学校長に相談した。また同時期に地区の民生委員・児童委員から、「夜遅くなっても公園で過ごすきょうだいがいる」との相談が学校にあり、この男児と妹（3歳）の可能性もあったため、妹の状況確認も含め、学校から市町村に男児の家庭に関して相談した。

市町村は相談対応後に、家庭及び妹の周辺情報の収集に取り組み、妹が保育所を利用していること、また、ぜんそくのため定期受診をしていること等を把握し、市町村から医療機関に妹の受診状況等を確認した。その後、学校、民生委員・児童委員、市町村が、この家庭に関する情報を共有し、支援を協議した後、学校及び市町村が両親に接触を図った。

結果、「男児が、妹の体調不良により保育所に登所できない時に妹の世話をしていること」「妹の通院時に、就労する母の帰宅までの間、男児が学校を早退し、妹の世話をしていること」が判明。子どもたちの安心・安全への配慮、男児の学校教育を受ける必要性について両親と話し合い、まずは市町村が、病児保育や子育て支援サービスの利用等を調整し、妹の支援体制づくりに取り組んだ。

【気づきのシートに関する問い合わせ先】

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課

切れ目のない支援担当

電話 03 - 5432 - 2406

FAX 03 - 5432 - 3081

平成29年10月発行